

Q5-1: 社会保険制度の概要と制定法律について

台湾には社会保障制度として、主に健康保険制度、労働者保障制度、労働者退職金制度があります。中央管轄官庁および主な準拠法令は以下のとおりです。

社会保障制度	中央管轄官庁	主な準拠法令
1. 健康保険制度		
全民健康保険	行政院衛生署	全民健康保険法
2. 労働者保障制度		
労働者保険	行政院労働者委員会	労働者保険条例
就業保険	行政院労働者委員会	就業保険法
賃金立替補償基金	行政院労働者委員会	労働基準法 賃金立替補償基金 積立および補償管 理弁法
3. 労働者退職金制 度		
「旧制度」	行政院労働者委員会	労働基準法
「新制度」	行政院労働者委員会	労働者退職金条例

全民健康保険は、台湾に居留する者の病気、けが、出産または死亡に対して、医療および医療費を給付する社会保障制度です。加入対象者は、国籍、就業の有無を問いません。

労働者保障制度には労働者保険、就業保険および賃金立替補償基金があります。労働者保険は、労働に従事する者に対する社会保障制度で、病気、けが、出産、死亡などの原因で働くことができなくなったとき、労働者本人およびその家族の生活を保障するためのものです。一方、就業保険は、職業技能を向上させ就業を促進し、また失業中の者にはその間の生活を保障するものです。賃金立替補償基金は、賃金支払いが滞った場合に企業に代わって賃金を補償するための基金です。

労働者退職金は、老後の生活保障の増進や労使関係の強化を図り、その結果、社会および経済を発展させることを目的としています。転職が珍しくない台湾において、受給資格のハードルが高い従来の制度では、退職金を受給できない者が多くいました。対象者に対する退職金受給条件を緩和し、確実に退職金制度を享受できるよう制度改革がなされ、いわゆる「新制度」が導入されました。なお、「新制度」への加入は従来は台湾籍者のみでしたが、2014年1月17日より、台湾に戸籍を有する者と婚姻関係にある外国人についても加入できるようになりました。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。